



## 【早期発見】

- ① 児童の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有し、蓄積をする。(学年会、生徒指導部会、職員会議等の有効活用)
- ② 毎月1回学校生活アンケート(ジブンミカタプログラム)を実施するとともに、個別面談や日記等できめ細かな実態把握に努める。
- ③ 教育相談を適宜実施し、児童の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」の運用  
周囲の目を気にして教師に直接相談を持ちかけられない児童やいじめを発見した第三者からの通報などを通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑤ 相談機関等の周知  
学校以外の窓口(「こども家庭センター・こども相談課」等)について、教職員や保護者に周知する。

## 【いじめに対する措置(対応)】※重大事態を含む。

### ① いじめへの初期対応(発見・相談を受けた場合)

いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

### ② 組織的に対応

教職員が一人で抱え込まず、学年部や生徒指導部、管理職等へ相談し、その情報を共有する。その後、速やかに指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

### ③ いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的処置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により正確な情報を適切なタイミングで保護者に伝え、今後の対応について情報を共有する。

### ④ いじめた児童への指導又は、その保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する処置を執る。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画他、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。

### ⑤ いじめの実態調査

アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査を行う。

### ⑥ 集団への働き掛けと継続的な指導

「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題として捉えさせるように指導する。いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を学校全体に浸透させる。

### ⑦ ネット上のいじめへの対応

教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。ネット上の不適切な書き込み等については、松山南警察署に連絡するとともに、直ちに削除依頼等の処置をとる。

### ⑧ 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは松山南警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに松山南警察署に相談し、適切に援助を求める。

### ⑨ 重大事態への対応

学校がいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに、教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

## 【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	<ul style="list-style-type: none"><li>○子どもとの対話を大切にし、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。</li><li>○子どもの様子が変わったと思ったら、迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。</li><li>○けがや金品の被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。</li><li>○いじめは許されない行為であることを教え、我が子が「いじめる側」にならないよう話をして聞かせましょう。</li></ul>
地域に求めること	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域の子どもたちに積極的に挨拶などの声かけをしましょう。</li><li>○いじめやしてはいけない行為を発見したら注意し、家庭や学校に連絡しましょう。</li><li>○地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。</li><li>○子どもたちは、「地域の宝」です。「地域の子どもは地域で育てる」気持ちで子どもたちを見守りましょう。</li></ul>